

## 平成24年第12回玉名市農業委員会総会議事録

平成24年11月30日（金）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	9番	荒木ひろ子
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子
14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利
18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明	21番	田上 一
22番	原口 邦弘	23番	小路 修三	24番	徳井 勝美	25番	田上 均
26番	小島 昌文	27番	植田 勇一	28番	三川 了	29番	田上 輝行
30番	米野 旨雄	31番	松本 哲海	32番	生田三之利	33番	谷川 文武
34番	岩永 幹生	35番	池本 信秋	36番	小田 募		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

8番 永田 達三

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 係長 二階堂 正一郎  
主任 宮田 正文 主任 清田 静香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

### 議 題

第 64号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第 65号 農地の賃貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第 66号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第 67号 農地の転用許可申請について（4条許可分）  
第 68号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第 69号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 30号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 31号 農地の形状変更届について

第 32号 許可不要転用届について

## 1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 定刻になりましたので、開催したいと思います。

現在の出席委員は委員36名のうち、永田達三委員から欠席届が出ております。  
35名の出席でございますので玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しております。

ただいまから、平成24年第12回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきたいと思います。よろしくお祈りします。

○会長（東 令佐君） それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、第64号より議第69号まで105件と、報告24件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお祈りいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（東 令佐君） 本日の議事録署名委員は、9番荒木ひろ子委員と11番竹下宏介委員をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。議第64号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第64号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成24年11月30日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,078㎡を農業廃止と耕作便利による売買です。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑147㎡を、相手方の要望と耕作便利による売買です。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑462㎡を、相手方の要望と耕作便利による売買です。

4番、天水町と熊本市西区河内町の申請人で、申請物件が石貫の畑6,722㎡外2筆、計8,118㎡を、労力不足と耕作便利による売買です。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,365㎡外1筆、計3,37

9㎡を、労力不足と規模拡大による売買です。

6番、山田の申請人で、申請物件が山田の田274㎡を、労力不足と耕作便利による売買です。

7番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田388㎡外6筆、計2,383㎡を、労力不足と規模拡大による売買です。

8番、福岡県久留米市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑925㎡を、労力不足と耕作便利による売買です。

9番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,027㎡外6筆、計16,042㎡を、孫へ一括贈与するものです。

10番、寺田と伊倉北方の申請人で、申請物件が寺田の畑246㎡を、労力不足と耕作便利による売買です。

11番、中尾と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田3,638㎡を、労力不足と規模拡大による売買です。

以上、11件36,692㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可の要件もすべて満たしていると判断しましたのでご提案いたしております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。1番どうぞ。

○28番（三川 了君） 譲渡人は農業廃止、譲受人は耕作便利で、譲受人は米を栽培されております。また、取得後は下限面積も満たされることになり、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 2番。

○35番（池本信秋君） 譲渡人は相手方の要望、譲受人は耕作便利で、譲受人は米やみかんを栽培されておられます。また下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○35番（池本信秋君） 譲渡人は相手方の要望、譲受人は耕作便利で、譲受人は米、一部のみかんを栽培されておられます。また下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 4番。

○33番（谷川文武君） 譲渡人は労力不足、譲受人は耕作便利で、譲受人はみかんを栽培しておられます。また下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

- 議長（東 令佐君） 5番。
- 34番（岩永幹生君） 譲渡人は労力不足と、譲受人は規模拡大で、譲受人はトマト、みかんを栽培されておられます。また、下限面積も満たされており、許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 6番。
- 4番（西川英文君） これは、都市計画道路で拡張された残地のことですね。これを隣接地の方がここを買いたいと、耕作便利ということ。許可相当と判断いたします。
- 議長（東 令佐君） 7番。
- 35番（池本信秋君） 譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大で、譲受人は米やみかんを栽培されておられます。また下限面積も満たされており、許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 8番。
- 22番（原口邦弘君） これもですね、労力不足、耕作便利ということでございます。譲受人は80歳でございますけれども、まだまだトラクターを乗り回しておられます。そして娘さんもいらっしゃいますので何も問題はなく、許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 9番。
- 26番（小島昌文君） 譲渡人と譲受人は、祖父と孫の関係で同居されております。また、一緒に米や苺を栽培しており、許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 次、10番。
- 13番（本田多美子君） 譲渡人は労力不足、譲受人は隣接地を使用されており耕作便利ということで、許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 11番。
- 20番（福田友明君） 譲渡人は労力不足による経営縮小、また譲受人は規模拡大でございます。譲受人は所有農地を耕作してまして、今回の土地も近隣農地ということでもあります。また息子さんもおり、労働力、また機械の所有状況など、そしてまた下限面積も満たされておりますので、許可相当と判断いたします。
- 議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

- 議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第64号は許可することに決定いたしました。

議第65号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第65号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年11月30日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,026㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成24年12月11日から5年間の契約をするものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田896㎡を、労力不足と耕作便利により、平成24年11月30日から10年間の契約をするものです。

以上、2件、2,922㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などにも問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

○26番（小島昌文君） 貸人は労力不足、借人は相手方の要望で、借人は所有農地及び小作農地のすべてを耕作しており、労働力及び機械の所有状況、下限面積を満たしているので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 2番。

○18番（荒木まつ子君） 貸人は労力不足、借人は耕作便利で、借人は所有農地及び小作農地のすべてを耕作しており、労働力及び機械の所有状況、下限面積も満たされているので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第65号は許可することに決定いたしました。

次、議第66号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第66号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年11月30日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑1万666㎡外2筆、計2万9,996㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年12月1日から10年間契約をするものです。

2番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑1万9,856㎡外2筆、計3万9,995㎡を、農業者年金受給に伴う後継者変更で、平成24年12月1日から20年間契約をするものです。

3番、横島町の申請人で、申請物件が大浜町の田998㎡外9筆、計1万3,678㎡を、経営移譲するもので、平成24年12月1日から30年間契約をするものです。

4番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田4,469㎡外2筆、計1万903㎡を、農業者年金受給に伴う後継者変更で、平成24年12月1日から10年間契約をするものです。

5番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,136㎡外1筆、計3,060㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年12月1日から10年間契約をするものです。

6番、伊倉北方の申請人で、申請物件が大浜町の田1,892㎡他1筆、計3,784㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年12月1日から10年間契約をするものです。

7番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑406㎡外35筆、計3万2,451㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年12月1日から10年間契約をするものです。

8番、小浜の申請人で、申請物件が岱明町の畑889㎡外5筆、計1万7,585㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年12月1日から10年間契約をするものです。

以上、8件15万1,452㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可の要件すべてを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いします。1番。

○28番（三川 了君） 1番の案件は親子関係で、農業者年金受給に伴う経営移譲。  
2番の案件につきましては、祖父と孫という関係で、これも農業者年金受給に伴う後継者変更ということで、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 3番。

○29番（田上輝行君） 二人は親子関係で、息子さんも農業をやっておられますので、何ら問題はないと判断いたします。

○議長（東 令佐君） 4番。

○7番（永田知博君） 4番、5番続けて説明いたします。これは同一家族でございます。祖父から孫へ、そして母親から息子へというかたちの経営移譲でございます。農業者年金受給のための経営移譲で、何ら問題はありません。許可相当であると判断します。

○議長（東 令佐君） 6番。

○12番（坂西孝之君） 親子関係でございます。農業者年金受給のための再設定ということで、何らは問題はなく、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 7番。

○35番（池本信秋君） 親子関係のための、農業者年金受給のためです。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 8番。

○6番（鶴田克士君） 譲渡人が農業者年金受給ということで、この件は許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第66号は許可することに決定いたしました。

議第67号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第67号、農地の転用許可申請について。農地法第4条



第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年11月30日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、申請物件が岱明町の田760㎡で、転用目的が太陽光発電施設、48.96KWを、農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

2番、申請物件が山田の畑682㎡で、転用目的が太陽光発電施設、19.8KWです。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が横島町の田246㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が岱明町の畑112㎡で、転用目的が公衆用道路です。農地区分は上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育、医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上、4件1,800㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

○19番（大野金生君） 1番の案件については、太陽光発電システム用の太陽光パネルを設置するために転用し、売電収入を得て、申請人の生活を安定させるものです。申請地は、西側にある道路よりも高くなっており、日当たりが良く太陽光発電を行うのに適した土地であるため、今回の申請が上がっております。北側は宅地、西側が道路に面しており、東側と南側に用地がありますが、太陽光パネルの高さは1メートルほどであり、周辺の農地に支障はないものと考えます。雨水については自然浸透となっております。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 2番。

○4番（西川英文君） 現場は208号線バイパスのすぐ隣接地で、申請人の自宅のすぐ横です。周辺に農地がほとんどありません。その市道に欠けが見られた場所です。山砂採石等で盛土し、10cm程コンクリート舗装をすると。雨水は側溝に流すということで、周辺に何も迷惑かからないと判断し、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 3番。

○25番（田上 均君） 住宅建設に伴うもので、申請地は住宅に隣接し、また市道ならびに排水路に囲まれた土地でございます。汚水並びに雨水については、規定どおり排水する計画で、転用については何ら問題ないと判断します。

以上です。

○議長（東 令佐君） 次4番。

○22番（原口邦弘君） 申請者は、所有する農地を五等分し、宅地として売却する計画であり、その進入路として転用するものです。雨水は側溝に流すものとしたしまして、周辺に被害を及ぼすような農地がなく、被害を発生させるような土地はないと考えます。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第67号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

議第68号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第68号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年11月30日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、この申請物件については、平成24年11月29日付けで取り下書が提出されております。

2番、申請物件が岱明町の畑500㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が岱明町の畑746㎡で、転用目的が資材置場です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

4番、使用貸借の物件で、申請物件が滑石の田196㎡外2筆、計1,739㎡で、転用目的が63台分の駐車場です。農地区分は農用地区域内にある農地です。農用地区域内にある農地は、原則不許可でございますけれども、申請地を仮設工作物の

設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該申請地を供することが必要であると認められるもの、また農業振興地域整備計画の達成に支障の及ぶ恐れがないと認められるものについては、例外的に許可することができます。今回は駐車場としての一時的な利用ということで、3年以内の期間に農地への復元を行うことを条件として、許可するものでございます。

5番、申請物件が岱明町の畑716㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

6番、申請物件が岩崎の畑245㎡で、転用目的が9台分の駐車場です。農地区分は都市計画法の規定する農用地区域外の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が横島町の田1,014㎡で、転用目的が中古車展示場及び資材置場です。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請に係る土地の周辺地域において居住する者の、日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可可能であります。

8番、申請物件が玉名の畑893㎡で、転用目的が3棟の建売住宅です。農地区分は上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育、医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が天水町の畑816㎡外1筆、計1,393㎡で、転用目的が老人ホーム及び駐車場です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

10番、申請物件が滑石町の畑521㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請地に係る土地の周辺地域において居住する者の、日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可可能であります。

11番、申請物件が岱明町の畑416㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

12番、申請物件が天水町の田479㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

13番、申請物件が伊倉南方町の田72㎡外1筆、計215㎡で、転用目的が個

人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

14番、申請物件が築地町の畑87㎡外1筆、計575㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

15番、賃貸借の物件で、申請物件が中坂門田の畑1,080㎡で、転用目的が太陽光発電施設40.58KWです。農地区分は中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

16番、申請物件が岱明町の畑284㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育、医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

17番、賃貸借の物件で、申請物件が大倉の畑3,032㎡外1筆、計4,538㎡で、転用目的が太陽光発電施設149.04KWです。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上、16件、15,359㎡を提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。1番は取り下げられておりますので、受付番号2番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

○19番（大野金生君） 2番、3番の案件について、説明します。申請人は退職後千葉県より希望し、現在は母親の住む実家で同居していますが、今回申請地に個人住宅を建設するものです。申請地は住宅が点在する場所に位置し、周囲は北側に農地がありますが、申請地の方が低くなっており、影響ないものと思われま。給水は市の上水道を使用し、生活雑排水については東側に隣接する下水道を利用し、雨水については側溝に排水する計画です。工事の際の被害防除も十分注意をして計画をしており、現地調査の結果、申請は許可相当と判断します。

3番の案件ですが、申請人は鉄道軌道の保守点検業を行っていますが、今回、作業所の裏側にある申請地を資材置場として転用するものです。申請地北側が2番の案件であり、南側は農地となっておりますが、隣接農地との境界にはブロックを置き、土砂の流出等のないように計画されており、影響はないものと思われま。雨水については自然浸透となっております。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次4番。

○5番（井上清晴君） 申請人は管理している海を潮干狩り、貝取り用として一般開放していますが、シーズン中は何かと来客が多く混雑し、また付近に駐車場がないため、周辺道路等路上駐車が多く、付近の耕作者に迷惑をかけている状況です。そのため今回申請地を駐車場として3年間一時転用を行うものです。貝掘り利用での施設が容易である土地を何件か探しましたが、結果申請地を利用することになりました。申請地は農用地区域内の土地ですが、端部にあり付近の農地への影響はないものと思われます。一時転用後は速やかに現状復帰を行うことにし、農地造成についてはこれより低く造成し、隣接農地に被害がないようにするとのことでした。雨水については既設の水路に流すということでした。現地を調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 5番。

○22番（原口邦弘君） 譲渡人、譲受人は親子の関係になります。一家の隣接地に個人住宅を建設するものです。給水は市水を利用し、生活排水は、汚水は合併浄化槽を設置して側溝に放出いたします。雨水は市の側溝へ流すということで、工事を行う場合は周辺に迷惑をかけないように注意をするということでございました。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 6番。

○3番（清田順次君） 譲受人のアパートの駐車場が不足してきているらしく、駐車場を増設するものです。ブロックで囲って山砂及び砂利敷きといったことで、雨水は地下自然に浸透というようなことで、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次7番。

○28番（三川 了君） 譲受人は自動車整備工場を既に営んでおられまして、自動車の修理、新車、中古車の販売はしていますけども、車の置場が不足しております。排水方法についてはですね、今現在も既に営業されておられますので、合併式の浄化槽を設置しておられますので、これに継ぎ込みと、北側の側溝に流すようにする予定です。申請地の南側はですね、既に排水路がありまして、出入りができないところで利用価値が少ないと思われます。他に十分な場所が見つからないので許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 8番。

○16番（田辺信之君） 譲受人は不動産業を営んでおり、今回の申請地に建売住宅3棟、平屋を建てるものです。申請地は住宅が建ち並ぶ区域に位置します。東と南に道路、北に畑。西に雑種地となっています。北の隣接農地には、所有者には事前に建売住宅を建てるということで承諾を得ています。給水及び生活排水については、

市の上下水道を利用し、雨水については南側にU字溝を新設し利用します。現地調査の結果本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 9番。

○34番（岩永幹生君） 申請人は介護事業を営んでおり、今回代表者の父親の土地に、在宅から有料老人ホーム及びその駐車場を建設するもので、申請地の南側に水路を挟んで土地がありますが、その他は県道と宅地に囲まれている土地です。給水は市水を使用し、生活雑排水については合併浄化槽を設置し、処理後は既存の水路に流出させ、雨水については浸透枡を設けます。建物は3階建てで30室分の計画となっており、高さは12メートルで一般住宅の3階建てと同じ高さで、農地への被害がないように計画されています。周囲は擁壁で土砂の流出を防ぐとのこと。工事の際の被害防止にも十分注意をする計画になっており、現現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 10番。

○6番（鶴田克士君） 申請人は貸家住まいであり、今回実家近くの本申請地に個人住宅を建設するものでございます。申請地には東側に譲渡人の農地があり、ほかは道路と宅地に接しているところで、周囲の農地に被害を及ぼすようなことはないと思われま。給水は市の上下水道を利用し、生活排水につきましては合併浄化槽を設置し、処理後は既存の排水路に流出して、雨水につきましても排水路に流す計画です。工事の際は被害防止のためにも十分注意をする計画になっており、現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 11番。

○19番（大野金生君） 申請人は現在アパート住まいで、かねてから付近に適正地を探していたところ、今回の申請地に個人住宅を建設するものです。申請地は住宅が点在する場所に位置し、周囲は東側は山で、北側と西側が畑地となっておるような、いずれも譲渡人の所有となっています。南側は上下水道が完備された市道が通っています。給水は市の上水道を使用し、雨水は雨水枡を設置し、市の側溝に排水する計画です。生活雑排水、汚水については、公共下水道に流出させる計画です。工事の際の被害防止にも十分注意されている計画になっており、現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 12番。

○35番（池本信秋君） 申請人は熊本市でアパート住まいをしています。今回、本申請地に個人住宅を建設するものです。申請地は道路と宅地に囲まれており、周囲の農地に被害を及ぼすようなことはないと思います。給水は井戸水を利用し、生活排水については合併浄化槽を設置し、処理後に既存の水路に流出させ、雨水について

も浸透枡を経由して水路に流す計画です。工事の際の被害防止にも十分注意する計画となっており、現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 13番ですが、説明の前に始末書が添付されておりますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 13番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） では、担当委員の説明をお願いします。

○12番（坂西孝之君） 個人住宅でございまして、建設造成地に一部農地がございまして。それを転用ということでございます。給水は上水道が通っていますので、それを利用するということでございます。排水は合併浄化槽から東側の側溝へ接続するということで、何ら問題はなく、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 14番。

○4番（西川英文君） この現場は住宅地の中に1カ所の残った農地で、周辺に農地はありません。上下水道の通った市道にアクセスしておりますし、生活雑排水はそれを利用するということだそうです。駐車場は舗装をして、雨水は側溝に流すということでございますので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 15番。

○13番（本田多美子君） 現地を調査しましたところ、この申請地は前10年ほど耕作をしていなくて、現在雑草が多い地域に隣接の地に迷惑をかけている状態でした。そこへ太陽光発電設備を今回設置されることになるんですが、あれはメンテナンスのおかげか、塗装作業や丁重な管理をされるということで、近隣のその雑草被害も防げるのではないかと思いました。雨水は基本的に全面砂利敷きなので自然浸透させます。オーバーフロー分は北側道路側溝へ流出されるということです。近隣農地への影響は全くないと思われまます。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 16番。

○22番（原口邦弘君） 計画者は現在玉名市の民間アパートに住んでおりますが、今回、個人住宅を申請するものです。岱明町の出身でありますので地元に住みたいと考えられて、現地に計画をいたしました。岱明中学もすぐ側にあり、小学校も500、600メートルのところ非常に環境もよくてですね、道路も整備されておりますので申請をされたようでございます。給水は上水道を利用して、雑排水は公共下水道を利用するということでした。雨水は側溝に流すということです。分譲地ありますので周辺への被害はないと思えます。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 17番。

○14番（森川正志君） 太陽光発電システムの太陽光パネルを設置して、売電収入で、事業拡大を図るものです。申請地は国道208号線の南側に設置したいということ

です。南斜面で本当に日当たりもよく、太陽光パネルを設置する分には適した土地であります。北側が宅地、東側は道路に面して、その奥に工場があります。南側は農地で太陽光発電の高さは1 mか1 m 5 0 cm、また基礎台も大幅に中に入れて、道路近辺には迷惑をかけないということで設置をします。雨水については自然浸透させます。発電量は月平均1万3,730 KW、規模の大きい、見ましたところ近隣に迷惑をかけることはまずない場所でありますので、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

○10番（坂本誠二君） 17番の案件について、ちょっと一つお尋ねします。太陽光発電で賃貸借契約ですけれど、何年ですかね、その契約期間は。

○14番（森川正志君） 20年です。

○10番（坂本誠二君） わかりました。

○7番（永田知博君） 4番について、ちょっと事務局に伺いますけども、この第1種農地ですけども、使用貸借ということで、これは復元する期間、3年以内とか5年以内とか。

○事務局長（永井正治君） すみません。今、議案書には第1種農地と書いてありますが、これは第1種農地は消していただいでですね、農用地区域内の農地ということです。農振農用地区域内の農地です。農地で転用する場合は、農振農用地区域内の農地と第1種農地、第2種農地、第3種農地というふうに分かれます。この第1、第2、第3というのは農振農用地区域から外れた白地の農地を第1、第2、第3という。今回は農振の農用地区域内の農地ということで。ただ、先ほども、ちょっと表現がわかりにくかったと思いますけども、一時的な利用で必要な場合については農振地域内の農地もですね、一時的には転用してもいいですよ。ただし、一時転用の場合は3年以内という期限がありますので、3年以内に復元して、農地として使えるように、一時利用として許可しますという、例外措置がございますので、こちらの方で対応しております。

○7番（永田知博君） 実質的には、丸3年使えないということですよ。元に返さなけん。

○事務局長（永井正治君） はい。

○36番（小田 募君） 継続はできませんか。

○事務局長（永井正治君） その後の継続についてはありません。

○議長（東 令佐君） 他に、ご意見はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） それでは、ないようですので、採決に移ります。



農地法第5条、農地の転用許可申請について、意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第68号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

議第69号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 議第69号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成24年農用地利用集積計画(案)による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成24年11月30日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

別紙、農用地利用集積計画(案)のとおり、玉名市長より意見を求められております。19ページから25ページまでの64件の集積です。所有権移転が2件の5,033㎡、利用権設定が58件の5万9,868㎡で、利用権転貸が4件の5万6,224㎡で、合計64件の12万1,125㎡の集積でございます。

(事務局より別紙調査書を個々に説明)

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(東 令佐君) 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

○議長(東 令佐君) ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第69号は意見決定することに決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報告

○議長(東 令佐君) 報告第30号より報告第32号まで、事務局より説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 26ページをお願いします。

報告第30号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成24年11月30日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

今回は、19件の解約の通知を受理しております。

続きまして、31ページをお願いします。報告第31号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成24年11月30日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

今回は、2件の届けを受理しております。30cm程度盛土してみかん畑と野菜畑として利用するものでございます。

次に、報告第32号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成24年11月30日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

今回は、携帯電話通話品質改善及び通話エリア拡大による無線基地局建設の3件の届けを受理しております。

以上、ご報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より報告が終わりました。質問などはございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） 質問がないようですので、本日予定していました議案審議と報告を終わります。

その他で何かございませんか。

（なしの声）

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（東 令佐君） ないようですので、慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもちまして、第12回農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時08分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成24年11月30日

玉名市農業委員会会長

東 令佐

農 業 委 員

荒木 ひろ子

農 業 委 員

竹下 宏介